

中国教育部国家外国専門家局は、2006年8月に「大学学科イノベーション人材吸引拠点管理方法」を発表した。これは、通称「111計画」の拠点の選抜基準や運営管理方法の詳細を定めたものである。

「111計画」とは、世界の100位以内の大学・研究機関から、1,000人以上の海外人材を招聘し、約100箇所のイノベーション拠点を形成しようとするものである。2006年度は、北京大学・清華大学など24の大学から26の学科イノベーション拠点建設が認定され、今後、75拠点程度を建設する予定が発表されている。中国はこの「111計画」によって、世界中の優秀な人材を大学に呼び込み、中国の大学のイノベーションと人材育成を加速する。

トピックス 8 中国が大学イノベーション拠点に海外人材を導入

中国は第11次5ヶ年規画（2006～2010年）において、海外人材を活用して中国内の大学のイノベーション能力と総合的な国際競争力を高めることを目指している。その具体的な実施要領として、中国教育部国家外国専門家局は2006年8月に、「大学学科イノベーション人材吸引拠点管理方法」を発表した。

これは、2005年に示された基本構想である「大学学科イノベーション人材吸引計画」（通称「111計画」）に対して、拠点の選抜基準や運営管理方法を具体的に定めたものである。「111計画」とは、世界の100位以内の大学・研究機関から、1,000人以上の海外人材を招聘し、約100箇所のイノベーション拠点を形成しようとする計画である。

今回発表された「大学学科イノベーション人材吸引拠点管理方法」は、以下のような内容である。

- ①「111計画」の選抜対象となる大学学科は、既に実施されている「985プロジェクト」「211プロジェクト」「国家重点学科」に選定された大学に限られる。
- ②資金援助を申請する大学学科は、国際共同研究の実績を有し、人材に関する要求条件を備えていなければならない。拠点の人員は10人以上の海外人材と10人以上の国内人員で構成される。海外人材のうち少なくとも1名は学術大家とし、3名以上の中堅研究者、6名以上の短期学術交流研究者が含まなければならない。年齢制限と従事期間については、学術大家が70歳以下（ノーベル賞受賞者は例外も認められる）で、年に累計1ヶ月以上拠点滞在を原則とする。中堅研究者は50歳以下で年に累計3ヶ月以上拠点に滞在し、常時1名は拠点に居るようにする。短期交流研究者の期間制限はない。海外人材には、外国国籍か中国以外での永久居留権を持ち、中国に対する態度が友好的で人格高尚、学問に謹厳、協調精神に富むこと、なども条件としている。
- ③イノベーション拠点は5年単位で運営されるが、

3年経過時に行われる専門家委員会による中間評価で、進捗が思わしくないかあるいはモラルや法律に反する行為があった場合には、予算の凍結や停止などの措置が採られる。その場合には、総数不変の原則により、新たに拠点に加える大学学科が選ばれる。5年経過後に拠点はそれまでに発表した論文や業績、経費の使途、学科の発展状況などの成果報告を行い、専門家委員会の最終評価を受ける。専門家委員会は一定の割合で表彰や報奨を行うとともに、拠点の具体的状況によって、その後の資金援助の継続の可否を評価する。

- ④国や大学が支給する援助資金の使途としては、招聘する海外人材の国際旅費・手当・住宅・医療費、研究業務費・実験材料費・人件費・補助研究手当、共同研究の出張費などが認められている。ただし、30万元以上の大型機器や設備の購入資金としては使えない。

すでに2006年度には、985プロジェクト認定大学の中から、北京大学（生命科学）・清華大学（IT）・蘭州大学（環境）・ハルビン工業大学（宇宙）など24大学において26の学科拠点建設が認定された。2007年度には211プロジェクト認定大学も含め40拠点を追加建設し、2008年度には国家重点学科を持つ大学も含め35拠点を建設するという計画になっている。

中国はこれまで海外で活躍している優秀な中国人研究者を呼び戻す通称「海亀政策」で成果を上げてきたが、今回の「111計画」では、世界中の優秀な人材を中国に呼び込むことで、大学のイノベーションと人材育成を加速する。

参考：教育部国家外国専門家局「高等学校学科創新引智基地管理弁法」2006年8月28日
教育部国家外国専門家局「高等学校学科創新引智計画“十一五”規画」2005年9月21日
教技[2005]6号